

申請に必要な添付書類

添付書類	左の説明
1 北海道内に有する事業所	一般競争入札参加資格審査申請書に記載してください。
2-1 登記事項証明書（写し可） （法人又は中小企業組合等の場合必要）	法務局の発行するもの 申請受付日前3か月以内に発行されたもの
2-2 身分証明書（写し可） （個人の場合のみ必要）	市区町村長の発行するもの 申請受付日前3か月以内に発行されたもの
3 「申請しようとする月の初日現在において、引き続き1年以上金属くずの売買事業を営んでいること」の証明 （登記事項証明書に金属くずの売買事業について記載されていないとき又は明確でないとき必要）	次の(1)又は(2)のいずれか一つ。 (1) 営業証明書（市区町村長の発行するもので、業種及び営業開始年月日の記載のあるもの） （写し可） (2) (1)が発行されない場合又は業種、営業開始年月日のいずれかが記載されていない場合、次のいずれか一つ。 ア 申請しようとする月の初日から1年以上前の契約書、納品書、請求書等販売実績が確認できる書類の写し。 イ 申請しようとする月の初日直前1年分の確定申告書及び添付書類（青色申告決算書又は収支内訳書）の写し。
4 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書 （写し可）	各（総合）振興局税務課（納税課）又は道税事務所の発行するもの 申請受付日前3か月以内に発行されたもの
5 本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書 （写し可）	各都道府県が発行するもの 申請受付日前3か月以内に発行されたもの ※本店が道外で道内に支店等がある場合 本店が道外であっても道内に支店等を置いている等の理由で、北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要です。 本店が所在する都府県の事業税の納税の猶予を受けている方は、各都道府県が発行する納税猶予許可通知書の写し（申請時点において猶予の期限を越えない者に限る。）を提出することによって、「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」の提出に変わることができます。

<p>6 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (写し可)</p>	<p>税務署の発行するもので、かつ、申請受付日前3か月以内に発行されたもの。</p>
<p>納税の猶予許可通知書の写し</p>	<p>申請時点において猶予期限を越えないもの ※ この書類は、国税通則法第46条（新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により適用する場合（特例猶予）を含む）による納税の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可証」の写し（申請時点において猶予の時期を超えないものに限る。）を提出することによって、税務署が発行する証明書「消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書」の提出に変わることができます。</p>
<p>7 金属くず回収業許可証（旧金属くず商許可証）（写し）</p>	
<p>8 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書（別記様式1）</p>	
<p>9 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し）</p>	<p>次に例示する書類など加入状況が確認できるものいずれか一つ。 (1) 納入告知書 (2) 資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 (3) 適用通知書</p>
<p>10 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し）</p>	<p>次に例示する書類など加入状況が確認できるものいずれか一つ。 (1) 保険関係成立届 (2) 領収済通知書 (3) 概算・確定保険料申告書（控）</p>
<p>11 社会保険等適用除外申出書（別記様式2）</p>	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかに加入義務のない場合提出してください。</p>
<p>12 定款又は寄附行為（会社以外の法人及び中小企業組合等の場合必要）</p>	
<p>13 貸借対照表（会社以外の法人及び合名会社、合資会社の場合必要）</p>	
<p>14 協同組合等の概要（別記様式3）（協同組合等の場合必要）</p>	
<p>15 官公需適格組合証明書（写し）（中小企業組合等で官公需適格組合の証明を有するとき必要）</p>	

16 従業員名簿（別記様式4）及びその従業員の賃金台帳（写し） （個人及び中小企業組合等の場合必要）	代表者、家族従業員及び1か月以上の期間を定めて雇用している者について、提出してください。
---	--